

【委員の選考方法について】

国立大学法人滋賀大学長選考・監察会議は、経営協議会学外委員のうちから選出された者 8 名（国立大学滋賀大学長選考・監察会議規則第 2 条第 1 項 1 号）、及び教育研究評議会委員から選出された者 4 名（国立大学法人滋賀大学長選考・監察会議規則第 2 条第 1 項 2 号）の 8 名で構成されています。

各会議における選出方法は、以下のとおりです。

○経営協議会

経営協議会の学外委員（国立大学法人滋賀大学経営協議会規程第 2 条第 1 項第 3 号の委員をいう。以下同じ。）については、「本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者」を学長が任命するものとしている（同第 3 条）。本学では、経営協議会の役割を踏まえ、経済・産業界、教育界、地域社会など、多様なステークホルダーの識見が反映できる構成とする、との方針の下、幅広い観点の識見を有する方を選出しています。学長選考・監察会議委員には、多様性等を考慮し経営協議会で審議の上、学外委員 7 名のうちから 4 名を選出しています。

○教育研究評議会

教育研究評議会は、学長、理事、副学長、部局長等により構成されています。学長選考・監察会議委員は、学長を除く評議会委員の中から、大学の課題に関する全学的観点や学内の幅広い意見の集約という観点を考慮し、教育研究評議会で審議の上 4 名を選出しています。